



島根県報

平成28年12月20日（火）

第2,863号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	2
換地処分（2件）	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(")	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定	(")	3

【公 告】

建設業法の規定による営業の停止	(土 木 総 務 課)	3
土地立入りの許可	(用 地 対 策 課)	4

【特定調達公告】

液体シンチレーション計数装置の調達に係る一般競争入札の実施	(原子力安全対策課)	5
島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給に係る一般競争入札の実施	(企業局総務課)	7

【選管告示】

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		10
----------------------------	--	----

告 示**島根県告示第738号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
石原 健輔	石賢接骨院	柔道整復	松江市東出雲町錦新町3-8-4	平成28年6月30日

島根県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年12月8日付けで県営土地改良事業に係る益田地区久保溢工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年12月7日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区南加茂工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第741号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
横田地区用排水施設事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）	平成27年6月26日

島根県告示第742号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田近石奥2081-1、2082、2082-内2、2086、2087、2097、2098、2099-1から2099-5まで、
2101、2101-1、2102-1、2103-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町原田近石奥2087、2099-5、2102-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字海士4552、4556-1、4558、4563、4564-1、4566

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成28年12月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社山崎建設

(2) 主たる営業所の所在地

隠岐郡隠岐の島町津戸136

(3) 代表者の氏名

小野 亮次

(4) 許可番号

島根県知事許可（特-27）第5241号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に係る全ての営業

(2) 期間

平成28年12月27日から同月29日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社山崎建設は、平成28年3月15日、島根県隠岐の島町の住宅新築工事において同社男性作業員が高さ6メートルの屋根の垂木を固定する作業を行っていた際、地面に転落して死亡するという事故を発生させた。

この件について、労働安全衛生法違反により、同社及び同社代表取締役が西郷簡易裁判所から罰金20万円及び50万円の略式起訴を受け、平成28年10月13日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線路 知井宮連絡線新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

出雲市芦渡町、芦渡町字一ノ坂及び字白石、知井宮町、知井宮町字宮ノ奥、字坂之下谷、字北光寺、字ゲン谷、字コウ谷、字以源谷、字井ノ奥、字間谷、字五十谷、字高垣内、字高城、字山口、字勝胎寺、字勝胎寺谷、字政所、字清田院、字西谷、字西谷勝胎寺、字浅柄、字大休、字滝ノ尻、字竹ケ谷、字茶園垣内、字湯ノ奥、字堂ケ田、字保知石、字本谷、字柳ノ内、字楽雲庵、字鱸谷、字小畑ケ及び字前田中、東神西町字岩坪、西神西町字石木峠、平成町、乙立町字ウソ谷下モ大谷、字ウソ谷下大谷、字以屋谷、字笈ノ下タ東平、字笈ノ後、字笈ノ上ミ、字笈社敷、字空谷、字後谷奥、字後谷家ノ上へ、字後谷岩五郎家ノ上へ、字後谷兼蔵下モ西平、字後谷兼蔵上へ、字後谷志蛇瀧頭、字祭り田上へ、字坂本、字寺床、字大谷、字大谷尻、字啞谷尻、字啞谷大平、字キウブ、字クケ平、字ケン松迄、字坂本頭、字コロ谷、字コロ谷井手上へ、字コロ谷尻川付、字コロ谷頭、字コロ谷平、字チルハシ、字チルハシ下モ、字榎木平、字榎木平上ミ、字釜ケ谷頭、字休石、字原屋後、字向名、字向名コロ谷、字向名下廻沖、字向名廻、字向名曲り、字向名西ノ廻、字向名西庭、字向名瀧尻、字向名中居、字向名長渡、字向名嶮松、字坂根、字坂根上、字坂

根上ミ、字坂根上ミ大滝、字坂根上ミ大平、字坂根上ミ堂滝上へ、字坂根上ミ道下夕、字坂根前平、字坂本上ミ、字山王、字紙屋奥、字紙屋上ミ、字寺山、字小田、字新梨、字新梨下モ西平、字新梨上ミ、字新梨西平、字新梨東平、字新梨東平下モ、字真梨、字真梨奥、字水ノ元、字西ノ屋先池ノ上、字西庭、字石神、字石神下モ、字石神上ミ、字石神川南、字石神川北、字石神北、字石神北上ノ上、字石神北上ミ、字扇子平、字草木平西平、字大成石神川南、字大滝、字大滝西平、字大滝東、字大滝東平、字滝尻、字中居、字長渡リ、字長渡リ空、字長渡リ上へ、字長渡リ上ミ、字長渡リ道ノ下夕、字田ノ神、字田ノ神川北、字田ノ神南、字田ノ代南、字田神南、字樋ノ廻、字片谷、字片谷下モ東平、字片谷草木原下モ、字片谷東平、字明谷、字明谷奥、字明谷奥朝原境迄、字明谷奥東平釜ケ谷、字明谷下モ、字明谷下モ川ノ上へ、字明谷下モ川平、字明谷下家ノ向、字明谷下川平下モ、字明谷下川平下モ空、字明谷上、字明谷川平、字明谷続、字明谷続ノ上へ、字明谷大川上へ、字明谷大川平上へ、字明谷滝尻、字明谷鍛杭元、字明谷頭、字明谷平、字明谷平ノ上へ、字明谷北平、字啞谷夫三郎屋敷上へ、字啞谷夫三郎上へ、字啞谷北平、字啞谷啞岩空、字福五郎後、字福五郎西並びに佐田町反邊字明谷、字明谷家ノ上、字明谷奥、字明谷山ノ空、字魚切、字梅ノ木谷、字大屋、字引越、字水ケ廻、字明谷空、字馬口労座、字奥明谷、字湯村、字ワラビ小尻及び字和立原地内

4 立ち入ろうとする期間

平成28年12月26日から平成29年9月29日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

液体シンチレーション計数装置 二組

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582番地1 原子力環境センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）による入札参加の認定を受け、

入札参加資格名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」）に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次の場所において資格審査の申請を行うこと。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5342

- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成28年12月20日から平成29年1月13日まで（交付時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第一グループ

電話 0852-22-6521

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成29年1月16日 午後5時

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成29年1月31日 午前10時（ただし、郵送の場合は、平成29年1月30日午後5時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成29年1月30日午後5時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成29年1月31日 午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎屋上階701会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Liquid Scintillation Counter

(2) Payment deadline : March 31st, 2017

(3) Bid form submission deadline : January 31st, 2017 by 10 : 00 AM (If sending by mail, it should arrive by 17 : 00 on January 30th, 2017)

(4) Inquiries : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken, Japan 690-8501
Tel 0852-22-6521

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給

予定使用電力量（供給期間総計） 12,345,000キロワット時

予定使用電力量は、平成27年4月から平成28年3月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

島根県雲南市加茂町三代96-2 三代浄水場

(5) 入札書の記載方法等

ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 平成29年1月23日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。

(5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県企業局長の入札参加資格の承認を受けたものであること。

(8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。

(9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課総務予算グループ

電話 0852-22-6639

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成28年12月20日（火）から平成29年1月23日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成29年2月8日（水）午前10時（郵便による入札にあっては、書留郵便とし、平成29年2月8日（水）午前9時
時までに(1)の提出場所へ到着していること。)

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成29年2月8日（水）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県会議棟 第三会議室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 入札参加者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成29年1月23日（月）までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類
を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない（郵送により提出する場合は、書留郵
便とし、提出期間内に必着していること。）。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができ
ない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月
数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれか
に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期
間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付するこ
と。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、
入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当する
ときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札
者を落札者とする。

(7) 契約書作成の可否

要する。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Name of item/Supply : Electrical Power Supply for the Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise
Water Purification Facility

Supply Period : From April 1st, 2017 to March 31st, 2020

(2) Bidding participation Requirement and Application Deadline : From December 20th, 2016 (Tuesday) to January
23rd, 2017 (Monday) (Excluding Saturdays, Sundays, and Holidays) , between 9 a.m. and 5 p.m. (excluding from
12 p.m. to 1 p.m.)

Please submit your application within the aforementioned time period.

(3) Deadline for Submission of Tender and Opening of Bid Date and Time : February 8th, 2017 (Wednesday)
10 a.m.

Deadline for bids sent by mail : February 8th, 2017 (Wednesday) 9 a.m.

(4) Contact Information and Address : Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs
Division, General Budget Group 8

Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL : 0852-22-6639

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第44号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成28年12月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

894

隠岐海区

348